

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

| | | | | | | | |
|------|--|--|--|---|--|--|---|
| 検査 | 歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定) | 電気的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA), パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) } の場合 | 有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130 精密触覚機能検査 (月1回) …… 460 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580 | | | | |
| | 歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない) 歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない) 混合歯列期歯周病検査 口腔細菌定量検査1(月2回)…130 2回目以降(1月以内)…65 口腔細菌定量検査2 (3月に1回)…65 歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り)…15 歯冠補綴時色調採得検査…10 | 咀嚼能力検査1…140 (3月に1回、 咬合圧検査1…130 (口腔機能低下を来している患者) 咀嚼能力検査2…140 (顎変形症手術前1回、 咬合圧検査2…130 (手術後6月に1回) 舌圧検査 (3月に1回) ……140 | 単純撮影(Ⅰ)(フィルム料含む) () の点数は一連症状確認 標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算 | 単純撮影(Ⅱ)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚…154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。 | パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕 | 時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110 | |
| 画像 | フィルム料 標準型 2.9, 咬翼型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍 | デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60 「電」58(48) 「パ電」402(402) 「CT電」1170(1170) 「他電」213(171) | | | | | |
| | 処方料 6種以下…42 7種以上…29 (3歳未満 +3) 処方箋 6種以下…60 7種以上…32 (3歳未満 +3) 一般名処方1…10 一般名処方2…8 調剤料 1回の処方につき内服・浸煎・屯服…11 外用…8 注射 静脈内…37 皮内・皮下・筋肉内…25 薬剤料 [内服・浸煎 (1日分)、頓服 (1回分)、外用 (1調剤)、注射薬剤 (1回分) の薬価-15円]÷10円+1点 (1点未満の端数切り上げ) | | | | | | |
| 投薬注射 | 歯科口腔リハビリテーション料1 1 有床義歯 (装着月以外, 月1回) { 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回) ……189 | 歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準) 歯科口腔リハビリテーション料3 (月2回) 1 口腔機能発達不全患者 ……50 2 口腔機能低下患者 ……50 | 摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定 | | | | |
| | | | | | | | |
| リハビリ | 《生活歯髄切断、抜髄及び抜髄即充は麻酔に使用した薬剤料は別途算定》 | | | | | | |
| | う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……200 (300) 直 PCap ……154 (231) 間 PCap …… 38 (57) 象牙質レジンコーティング (1歯につき)… 46 (69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む) { 複合レジン系 ……145 (212) ガラスイオノマー系 { 標準型…142 (209) 自動練和型…143 (210) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 48 (72) 著しく困難 …… 80 (120) 根管内異物除去 (1歯につき) ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで… 46 (69) 4歯以上… 56 (84) 生活歯髄切断 (1歯につき) …… 233 (350) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+42 (+63) 失活歯髄切断 (1歯につき) …… 72 (108) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき)…22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33) 口腔バイオフィルム除去処置(1口腔につき)…110 (165) | フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) … 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) … 80 (120) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 100 (150) 歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スクーリング(SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと (1/3顎単位) 初回時 72 (108) +38 (+57) 2回目以降 36 (54) +19 (+29) SRP { 前歯 小臼歯 大臼歯 (1歯につき) 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54) 歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 (300) 10~19歯 …… 250 (375) 20歯以上 …… 350 (525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (口管強を算定する歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) 口腔管理体強化加算 (月1回) ……+120 (+180) (口管強) 歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯…150 (225) 10~19歯…200 (300) 20歯以上…300 (450) (3月に1回) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 (150) (周Ⅰ, 周Ⅱの患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周Ⅲ, 周Ⅳの患者に衛生士が実施, 月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り) 回復期等専門的口腔衛生処置 ……100 (150) (入院中の患者に衛生士が実施, 月2回限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) …… 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125) | 暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理… 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 (45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 … 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 … 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合…2620 (2680) 旧義歯を用いた場合…1120 (1180) 口腔内装置調整1…120 (180) 口腔内装置調整2…120 (180) 口腔内装置調整3…220 (330) 口腔内装置修理 ……234 (351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) …… 2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料は別算定。 | | | | |
| 処置 | 抜髄 (1歯につき) | 感染根管処置 (1歯につき) | 根管貼薬処置 (1歯1回につき) | 根管充填 (1歯につき) | 抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数 | 感根即充 (1歯につき) | 加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認 |
| | 単根 234 (304) (歯髄温存療法後3月以内) 2根 426 (554) (192点減算) 3根以上 600 (900) (直PCap後1月以内) 154点減算 | 単根 160 (208) 2根 310 (403) 3根以上 450 (675) | 単根 33 (50) 2根 41 (62) 3根以上 57 (86) | 単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183) | 単根 306 (412) 《376》 2根 520 (695) 《648》 3根以上 722 (1083) 《1022》 (歯髄温存療法後3月以内) 192点減算 直PCap後1月以内) 154点減算 | 単根 232 (316) 《280》 2根 404 (544) 《497》 3根以上 572 (858) 《797》 | 単根 139 (209) 2根 168 (252) 3根以上 213 (320) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) …+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算 …+150 (+225) |

(不許複製・禁転載)